

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各地方機関の長

警察庁丁人発第197号
令和2年4月1日
警察庁長官官房人事課長

地方警察職員の採用募集活動に係る継続的な取組について(通達)

地方警察職員の採用募集活動については、各都道府県警察において、各都道府県における実情を踏まえつつ各種取組の改善が不断に行われているところであるが、民間企業の採用情勢や就職適齢人口の減少等も踏まえ、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、民間企業主催の合同企業説明会が相次いで中止されたことに加え、警察においても、「イベント、部内における会議等の開催について(通達)」(令和2年3月24日付け警察庁丁企画発第130号)により指示がなされているとおり、警察が主催する各種イベントについて、当分の間、特に不特定又は多数の者が参加するものにつき、感染拡大防止の観点から、開催の時期、方法等を慎重に判断することが求められているところである。

各都道府県警察においては、上記通達に基づき、地域における感染の広がり状況等を踏まえつつ、採用募集活動に係る各種イベントの開催の時期、方法等を適切に判断するとともに、開催するに当たっては、適切な感染予防対策及び感染リスクを低減させるための対策等を確実に講じられたい。

また、優れた人材の確保は警察組織の将来を左右する最重要課題であり、年度初めの時期が採用募集活動において極めて重要な時期であることに鑑み、若者の視点や民間企業で導入されている手法等も踏まえつつ、例えば、情報の発信力の高いSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の更なる効果的な活用、テレビ電話等代替手段を用いた説明会の開催等、今般の情勢下においても感染リスクを拡大させずに実施が可能である有効な手法を積極的に取り入れるなどして、警察官や警察行政職員という職業の魅力ややりがいが若者に響くよう、創意工夫を凝らした効果的な諸施策を推進し、引き続き、真に警察職員たるにふさわしい優秀な人材の確保に努められたい。

なお、各都道府県警察において実施した採用募集活動に係る取組内容や採用試験実施結果等については、当課宛てに随時報告を行うこととされたい。取組が特に優秀であった都道府県警察に対しては、表彰を行うこととする。